

# 「戦傷病者等妻給付金」 支給のご案内

- ◆ 令和8年3月31日までに戦傷病者等である夫が亡くなられた場合、その妻の方に対して給付金が支給されます。
- ◆ 支給には請求が必要です。請求期限内に「請求」を行ってください。

手続の詳細については、別紙をご確認ください。

このお手紙は、本給付金の対象となる「戦傷病者等の妻に対する特別給付金※」を受給していた方にお送りしています。

これまで受け取りいただいていたおりました特別給付金は、基準日における戦傷病者等の妻の方に対して支給しておりました。

令和8年3月31日までに戦傷病者等である夫が亡くなられた場合は、これまでの給付金に代えて、一般の怪我や病気で死亡された戦傷病者等の妻の方に向けた給付金を口座振込により支給することとなりました。

また、本給付金とは別に、国としての慰藉の気持ちをお伝えする書状をお届けいたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## ※ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

特別給付金は昭和41年の制度創設以来、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の御労苦に対して、国として特別の慰藉を行うため支給されてきました。

### 【照会先】

厚生労働省 社会・援護局 援護・業務課 給付係

TEL: 03-5253-1111(代表) 内線 3426 または 4521

(別紙)

# 「戦傷病者等妻給付金」支給のご案内

## 1. 支給対象

次の①及び②に該当する方

- ①「戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第二十八回または第二十九回)」の受給権を取得された方
- ②夫である戦傷病者等が、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一般の怪我や病気で死亡された方

※ 詳細は、同封の「戦傷病者等妻給付金支給対象者早見表」でご確認ください。

※ このご案内を受け取られた方でも、給付金の支給対象とならない場合があります。

## 2. 支給額 (指定口座への振込)

5万円

## 3. 請求期限

令和9年2月28日(日)まで

※ 請求期限を過ぎると、給付金を受けることができなくなります。

## 4. 提出いただくもの ※裏面も必ずご確認ください。

- 1. 戦傷病者等妻給付金請求書(同封)
- 2. 請求者の令和8年4月1日現在の戸籍謄(抄)本
- 3. 戦傷病者等の除籍抄本
- 4. 銀行等口座の通帳(写し)

※ 上記の他に、請求者の状況によって提出が必要な書類があります。

※ 提出書類や請求手続きなどの詳細や不明点については、

厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係までご相談ください。

## 【請求書類郵送先】

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係 宛て

※郵送先は、市区町村、都道府県ではありません。



厚生労働省

【照会先】

厚生労働省社会・援護局援護・業務課 給付係  
(代表) 03-5253-1111内線 3426 または 4521

(裏面もお読みください)

## ◆ 留意事項

- 同封の請求書には、厚生労働省で把握している情報を予め記載しています。転居により住所変更したなど、記載内容に変更がある場合は、二重線を引いて、余白に正しい情報を加筆・修正してください。
- 請求者ご本人が請求書を書けない場合等は、ご家族の方等が代わって郵送手続きを行うことができます。その場合は、同封の「委任状」に必要事項を記入し、提出書類と一緒にご郵送ください。
- 成年後見人等が請求手続きを行う場合は、成年後見人等であることを確認できる書類（登記事項証明書の原本等）をご郵送ください。
- 支給対象者が、請求をしないまま令和8年4月1日以後に亡くなられた場合は、その相続人がご自身のお名前で給付金を請求することができます。

## ◆ 本人確認等について

郵送での手続のため、本人確認書類の提出にご協力ください。

- 請求者本人が請求手続きを行う場合：追加の書類提出は不要です。
- 請求者の成年後見人等が請求手続きを行う場合：
  - ①登記事項証明書等の原本
  - ②本人確認書類の写し 1点（例：運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（表面）、年金手帳等）
- 相続人が請求手続きを行う場合：
  - ①受給権者（被相続人）が令和8年4月1日以降に死亡していることが確認できる戸籍
  - ②請求者（相続人）の現在の戸籍書類（提出書類）
  - ③受給権者（被相続人）と請求者（相続人）の続柄がわかる戸籍
  - ④請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことが確認できる戸籍
  - ⑤本人確認書類の写し 1点（例：運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（表面）、年金手帳等）
- 委任状により代理人に請求手続きを委任する場合：
  - ①委任状（同封）
  - ②委任者（請求者）及び受任者（代理人）双方の本人確認書類※ 詳しくは委任状（同封）下欄をご確認ください。

提出書類や請求手続きなどの詳細や不明点については、  
厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係までご相談ください。

### 【 照会先 】

厚生労働省社会・援護局援護・業務課 給付係（代表）03-5253-1111  
内線 3426 または 4521

# 【戦傷病者等妻給付金の支給対象者早見表】

## ◆早見表の見方◆

該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。

夫である戦傷病者等が、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に一般の怪我や病気で死亡した

いいえ

はい

「第二十八回特別給付金」または「二十九回特別給付金」を受給したことがある  
(時効によって受給できなかった方も含みます)

いいえ

はい

夫である戦傷病者等が死亡した後、令和8年3月31日までに  
①婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしていない  
②戦傷病者等の父母、祖父母、兄弟姉妹以外の養子になっていない

いいえ

はい

支給対象となりません

支給対象となる可能性があります

(表面)

## 戦傷病者等妻給付金請求書

戦傷病者等	(フリガナ)			生 年 月 日	明治・大正・昭和					
	氏 名	(姓)	(名)		年 月 日					
請 求 者	(フリガナ)			生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和					
	氏 名	(姓)	(名)		年 月 日					
	住 所	〒 ー 都 道 府 県								
	欠格事由に該当するか ※裏面2参照				該当する ・ 該当しない					
被相続人	(フリガナ)			死 年 月 日	令和 年 月 日					
	氏 名	(姓)	(名)							
成年後見人等	(フリガナ)			区 分	成年後見人等・親権者等・ 国外居住請求者の代理人					
	氏 名	(姓)	(名)							
	住 所	〒 ー 都 道 府 県								
振 込 先	口座名義人氏名 振込先金融機関にお届けの フリガナを記入してください。		(フリガナ)							
			氏 名							
	いずれかを選んで ご記入ください	ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号 (右詰で記入してください。)				
			1			0	の	ー		
		金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	(フリガナ)				預金種目			
			銀行・信連 金庫・農協 信組・漁協		本店・支店 本所・支所 出張所		1 普通			
2 当座										
		金融機関コード	店舗コード	預金通帳の口座番号 (右詰で記入してください。)						
上記により、戦傷病者等妻給付金を請求します。 令和 年 月 日 電話番号 _____ 氏 名 _____ 厚生労働省社会・援護局長 殿										

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意

- 1 選択できる項目は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「欠格事由に該当するか」の欄は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は「該当する」を、いずれにも該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。
  - (1) 戦傷病者等の死亡前に、戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあったこと
  - (2) 戦傷病者等の死亡後から令和8年3月31日までに、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと
- 3 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所を記載するとともに、「被相続人」の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 4 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
  - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)
  - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等)
  - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)
- 5 「振込先」の欄は、必ず請求者本人の金融機関及び口座情報を記載してください。
- 6 最下欄には、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

また、電話番号は請求書の記載内容等を確認するため厚生労働省から別途、連絡する場合がありますので対応いただける番号を記載してください。最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。

# 【請求書の記入のしかた】

様式第2号  
【その他】

(表面)

## 戦傷病者等妻給付金請求書

戦傷病者等	(フリガナ)	(姓)	(名)	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	氏名			死亡年月日	平成・令和 年 月 日
請求者	(フリガナ)	(姓)	(名)	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	住所	都道府県			
欠格事由に該当するか ※裏面2参照					該当する ・ 該当しない
被相続人	(フリガナ)	(姓)	(名)	死亡年月日	令和 年 月 日
成年後見人等	(フリガナ)	(姓)	(名)	区分	成年後見人等・親権者等・ 国外居住請求者の代理人
住所					

見本

口座名義人は請求者ご本人様でなければなりません。

**【記入例】**  
 口座名義人氏名 (フリガナ) コウロウ ハナコ  
 振込先金融機関にお届けのフリガナを記入してください。氏名 厚労 花子  
 通帳記号 1 2 3 0 の 通帳番号 (右詰で記入してください) 4 5 6 7 8 9 1 0  
 (フリガナ) ○○ ○○ 預金種目 ① 普通  
 ○○ 銀行 信連 本店 支店  
 金庫・農協 信組・漁協 本所・支所  
 出張所 2 当座  
 金融機関コード 店舗コード 預金通帳の口座番号 (右詰で記入してください)  
 1 2 3 4 1 2 3 1 2 3 4 5 6 7  
 振込先金融機関の口座が確認出来る書類 (通帳の写し等) を必ず添付してください。  
 令和△年△月△日 電話番号 000-0000-0000  
 氏名 厚労 花子  
 厚生労働省社会・援護局長 殿  
 (裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

【戦傷病者等】欄  
厚生労働省で把握している情報を予め記載しています。空欄の項目に記入してください。

【請求者】欄  
厚生労働省で把握している情報を予め記載しています。  
記載内容に変更がある場合は、二重線を引き、正しい内容を余白に記入してください。  
欠格事由については請求書裏面2を参照し、該当するかどうか、必ず記入してください。

【被相続人】欄  
戦傷病者等の妻の方が令和8年4月1日以降に亡くなられた場合、戦傷病者等の妻の方の民法上の相続人が請求することができます。相続人が請求する場合はこの欄を使用します。  
以下のとおり、【請求者】欄と【被相続人】欄を訂正・記入してください。

請求者	(フリガナ)	(姓)	(名)	生年	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	氏名	相続人のお名前・住所等に修正			
被相続人	(フリガナ)	(姓)	(名)	生年	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	氏名	戦傷病者等の妻の方 (被相続人) の情報を記入			
住所					都道府県
令和8年4月1日において欠格事由に該当するか ※裏面2参照					該当する ・ 該当しない

【成年後見人等】欄  
請求者に成年後見人等の法定代理人がいる場合又は請求者が外国に居住している場合はこの欄を使用します。区分のうち、該当するものに○をつけてください。

【振込先】欄  
支給が決定した場合に給付金を振り込む口座の情報を記入してください。**請求者本人の口座である必要があります。**また、**提出書類として、振込先金融機関の口座が確認できる書類 (通帳の写し等) が必要です。**

【電話番号】欄  
請求者の連絡可能な電話番号を記入してください。  
請求者本人ではなく、ご家族への連絡を希望する場合は、ご家族の方の電話番号を記入し、あわせて、余白にご家族のお名前と請求者との続柄を記入してください。

【氏名】欄  
戦傷病者等の妻の方のお名前を予め記載しています。  
成年後見人等又は相続人が請求する場合は、二重線で訂正し、成年後見人等又は相続人のお名前を記入してください。

【年月日】欄  
請求書を記載した日付を記載してください。

# 慰藉状の贈呈について

国としての慰藉の気持ちをお伝えするため、給付金とは別に、厚生労働大臣名の慰藉状を贈呈いたします。

贈呈方法は、「戦傷病者等妻給付金請求書」に記載された住所に郵送させていただきますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

# 委任状

令和 年 月 日

私は次の者に下記の手続を委任します。

受任者（代理人）

住 所： \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

委任者との関係： \_\_\_\_\_

## 記

### 委任事項

#### 戦傷病者等妻給付金に関する請求手続

委任者（請求者）

住 所： \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

\* 受任者（代理人）は、委任者（請求者）及び受任者双方の本人確認書類を提示すること。

#### ◆本人確認書類

- ① 官公庁から発行された顔写真入りの書類（運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（表面）等）
- ② 官公庁から発行された顔写真がない書類（介護保険被保険者証、年金手帳、資格確認書等）※氏名のほかに、生年月日又は住所が入ったもの
- ③ 氏名のほかに、生年月日、住所又は顔写真が入った書類（公共料金の領収証、診察券、社員証等）

#### ◆委任者の本人確認書類

- ・ 印字された請求書 ※厚生労働省より請求者宛に送付したもの
  - ・ 委任者の現在の戸籍謄（抄）本 ※請求書に添付したもの
- ※印字された請求書がない場合は、以下◆受任者の本人確認書類と同様の取扱いとする。

#### ◆受任者の本人確認書類

下記(1)～(3)のうちいずれかの本人確認方法をとること。

- (1) ◆本人確認書類 ① 1つ
- (2) ◆本人確認書類 ② 2つ
- (3) ◆本人確認書類 ② 1つ 及び ◆本人確認書類 ③ 1つ の計2つ